

設計等の業務に関する報告書

平成19年6月20日施行の改正建築士法により、建築士事務所の開設者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書(業務報告書)を作成・提出することが義務づけられることになりました。(改正建築士法第23条の6)

この業務報告書は一般の閲覧に供せられることとされています。閲覧の主旨として当該建築士事務所がどのような業務の実績があるかを建築主や消費者に情報開示することを目的としています。また、未提出又は虚偽の記載をした場合の罰則の規定が置かれており(建築士法第36条第2項)、処分の対象にもなります。

つきましては、別紙記入例をご参考に正・副2部作成していただき、副本1部は確認用として保管いただき正本1部を持参又は郵送により、下記のとおり毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出をお願いいたします。様式等については、建築士法施行規則で定められております。

■報告内容と提出書類

●(第一面)表紙

当該建築士事務所の登録番号、事務所名称、所在地、電話番号、開設者の名称、氏名
事業年度、決算月、担当者連絡先等
(個人事務所の方は、確定申告を基準に1月1日～12月31日が事業年度となります。)

●(第二面)業務の実績

当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績概要

●(第三面)所属建築士名簿

当該事業年度における当該建築士事務所に在籍した建築士の氏名、一級・二級・木造建築士の別、及び構造一級・設備一級建築士の別、登録番号ならびに定期講習受講歴、管理建築士はその旨

●(第四面)所属建築士の業務の実績

所属建築士ごとの、当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る)

●(第五面)管理建築士による意見の概要

建築士事務所の開設者に対して述べられた意見(技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるようにするための意見)の概要

以上、(第一面)～(第五面)までを揃えて左綴じ(ホッチキス止め)にて提出してください。

(枚数が多くなる場合は左綴じにて紐で止めてください。)

また、当該事業年度において実績がない建築士事務所の方も実績がない旨を記載し提出して下さい。

■様式のダウンロード

様式はWord、Excel を用意しています、
記入例をご参考のうえ記入してください。

■提出期限:毎事業年度経過後3ヶ月以内

改正建築士法が施行された平成19年6月20日以降、新たに始まった事業年度分について
その事業年度が終了後3ヶ月以内に提出していただく必要があります。

■提出方法

正副 2部を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に次の1・2のいづれかの方法で提出してください。

- 1、正本1部を郵送により提出し、副本1部は確認用として保管してください。
(簡易書留・配達証明等、送付したことが記録残る方法で郵送ねがいます。)
- 2、正副 2部を持参してください。受付後、訂正がなければ受付印を押印のうえ副本1部をその場でお返しいたします。また副本は次年度提出の際の参考として保管してください。

■提出窓口

1、受付場所

大阪府指定事務所登録機関
(一社)大阪府建築士事務所協会 【登録グループ】まで
〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館 2階
tel: 06-6947-1172

2、受付時間

午前 9:30～12:00 午後 1:00～4:30

3、休業日

土曜・日曜・祝日・盆・年末年始・その他